

## 住所変更に関するQ&A



Q. 署名用電子証明書の暗証番号とは何ですか？

A. 申請書などの添付ファイルに「電子的な署名」を行うための暗証番号で、6～16桁の英数字で設定されています。  
マイナンバーカードを作成するときに、設定するかどうか選べるため、設定していない人もいます。  
設定していても、氏名変更や住所異動をすると失効するため、再設定が必要です。



Q. 転出届出をせずに、転入先市区町村の窓口で転入届出に来てしまい、今からその場でスマホで転出届を申請するので、すぐ転入届を受理してもらえますか？

A. 転出元市区町村で転出届の処理が完了しないと、転入届はできません。  
転出元市区町村に処理を急いでしてもらおうよう依頼することはできませんが、転出元市区町村の状況によるので、待ち時間をいただくか、後日、転入届出のために再度来庁していただくようになります。  
待ち時間が発生する場合は、転入届の記入が必要になります。



Q. 来庁予約日に、本庁ではなく、近くの総合センターに行っていました。届出はできますか？

A. 総合センター及び支所の場合、マイナンバーカードを持っていれば、特例転入ができることから、届出は可能です。  
その場合、住民異動届の記入も必要になります。  
市民サービスセンターでは、転居の届出はできますが、転入の届出は、特例転入での受付ができないので、転出元市区町村が交付した転出証明書が必要になります。  
申請方法については、転出元市区町村にお問い合わせください。  
なお、その場合も住民異動届の記入が必要になります。





Q. スマホで転入(転居)先住所等の入力をしたのに、窓口に行かなければいけないのでしょうか？

A. スマホで住所等を入力していただいたのは、届書の事前作成のためです。転入・転居に関して、スマホでできることは、**届書の作成と来庁予定連絡のみ**です。  
この時点では、まだ届出は受理していません。**必ず来庁が必要**になります。



Q. 来庁予約をしましたが、どうしても開庁時間内に窓口に行くことができないため、代わりに代理人を立てて届出をしてもらうことは可能ですか？

A. 予定連絡の変更で、代理人に届出を依頼したいとのことですね。通常の代理人受付となるため、**委任状が必要**です。  
詳しくは、転入又は転居先市区町村のホームページを御確認ください。**住民異動届の記入は必要**になります。  
住民基本台帳事務処理要領にあるとおり、**暗証番号を記載した書類の届出があれば、特例転入として受理可能**です。暗証番号の届出がなければ、**前住所地の市町村長が作成した「転出証明書」が必要**になります。「**転出証明書**」があれば通常の転入届として**受理可能**です。



Q. スマホで高松市へ転入する申請をしていたのですが、実際には、高松市以外の市区町村へ転入することとなりました。

A. マイナポータルから取消申請せず、**変更後の転入先市区町村窓口に来庁**し、転入届出をしてください。





Q. 世帯全員同じところへ転出届を申請しましたが、実際は、長男だけ違う市区町村に転出します。

A. 転出予定日の前日までであれば、マイナポータルから申請を取下げし、正しい状態の転出届を申請をし直してください。  
転出予定日以降であれば、窓口にて転出取消届を行ってください。  
その際は、窓口で「マイナポータルで転出届を申請していました」とお伝えください。



Q. マイナポータルから申請していると、現住所ではなく、前住所が表示されてしまいます。

A. 券面変更(ICチップの書き換え)ができていない可能性があります。  
**窓口での手続きが必要になる**ので、申請を保留し、現在住民票がある市区町村に連絡してください。

